日本栄養大学短期大学部学則

第１章　総　　則

（目的及び使命）

第１条　本学は教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに、主として人体栄養ならびに食生活に関する学術を教授研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。

２　入学者受け入れ方針、教育課程の編成方針、卒業認定・学位授与に関する方針、及び学修成果の評価の方針については別に定める。

（自己評価等）

第２条　本学における教育研究活動等の状況について、自己点検及び評価を行うために委員会を設ける。

２　委員会については別に定める。

第２章　短期大学部の構成

（構成）

第３条　本学において設置する学科及びその入学定員は次の通りとする。

（学　科）	（入学定員）	（総定員）
食物栄養学科	120 名	240 名

２　本学において設置する学科の学級数は、1 学級当たり概ね 40 名の学生数を基本として決定する。

３　本学に図書館を置く。その組織及び運営については別に定める。

（修業年限及び在学年限）

第４条　本学の修業年限は２年とする。ただし、社会人特別入試で入学する者で短期大学または大学を卒業し、別に定める事情により３年にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する者には、これを認めることができる。

２　学生は４年を超えて在学することはできない。

第３章　学年、学期及び休業日

（学年）

第５条　学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

（学期）

第６条　学年を分けて次の 2 期とする。

前期　　4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期　　10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

（休業日）

第７条　本学における休業日を次の通り定める。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

本学創立記念日（9 月 28 日）

夏期休業、冬期休業、春期休業、その他の休業日については、毎年度当初までに教授会の議を経て学長が決定し、学年暦に掲載するものとする。

２　臨時休業についてはその都度定める。

３　学長が必要と認めた時は第一項の規定にかかわらず授業を行うことがある。

（授業日時数）

第８条　1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたるものとする。

第４章　　教　育　課　程

（開設授業科目及びその単位数）

第９条　本学において開設する授業科目及びその単位数は、別表第一の通りとする。

第５章　履修の方法、学修の評価、課程修了の認定及び卒業

（履修の方法）

第 10 条　本学において開設する授業科目はこれを必修及び選択科目とし､履修の方法については本学則に定めるものの他別に定める細則による。

（履修すべき科目）

第 11 条　学生は､毎学年度の当初に当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

２　学生は、前項により登録した授業科目以外の授業を履修し、また単位を修得することはできない。

（単位修得の認定）

第 12 条　各授業科目の履修を修了した者には認定のうえ単位を与える。

２　単位修得の認定の方法は、試験、論文その他の方法によるものとし、その方法については各授業科目の担当者がこれを定める。

（試験等の時期）

第 13 条　試験等の時期は、原則として学期末または学年末とする。ただし各授業科目の担当者が必要と認めたときは臨時に行うことができる。

（試験等の受験資格）

第 14 条　当該授業科目の履修について年度当初に登録していない者は､試験を受けることはできない。

（追試験・再試験）

第 15 条　病気等やむをえない事情により､試験等を受験できなかったと教授会が認めた者は追試験を受けることができる。

２　定期試験の結果が不合格の科目について再試験を受けることができる。

（学修の評価）

第 16 条　試験等の評価は、S・A・B・C・D・E をもって表し、C 以上を合格とする。

（単位の計算方法）

第 17 条　各授業科目の単位は、原則として、次の基準により計算するものとする。

一　講義については、15 時間をもって 1 単位とする。

二　演習については、30 時間をもって 1 単位とする。
三　実験・実習及び実技については、45 時間をもって 1 単位とする。

（卒業の要件）

第 18 条　本学を卒業するためには、2 年以上在学し、62 単位以上を修得しなければならない。

2　本学に入学する前に、学生が本学もしくは他の大学または短期大学、高等専門学校あるいは修業年限 2 年以上の専修学校専門課程において履修した授業科目の修得単位について学生から願い出があった時は、教授会の議を経て、学長は 15 単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることがある。

（単位の互換）

第 19 条　教育上有益と認めるときは、他の大学・短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学の授業科目を履修させることができる。

2　前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議を経て、学長は 15 単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることがある。

第 19 条の２　第 18 条第２項、および前条第２項において認められる単位の合計は 30 単位を上限とする。

（資格の取得）

第 20 条　栄養士の資格を得ようとする者は第 18 条に規定する卒業の要件を充足し、かつ栄養士法施行令及び同法施行規則に基づく所定の単位を修得しなければならない。

（課程修了の認定、卒業及び学位）

第 21 条　本学に 2 年以上在学し、第 18 条に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2　学長は、前項の規定により卒業した者に、短期大学士（食物栄養学）の学位を授与し、学位記を交付するものとする。

3　本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「日本栄養大学短期大学部」と付記するものとする。

4　学長は、第２項の規定により学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取り消すことができる。

5　学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

第６章　　入学、退学、転学、休学、復学、除籍及び再入学

（入学の時期）

第 22 条　入学の時期は毎年学年の始めとする。

（入学することのできる者）

第 23 条　本学に入学する資格のある者は次の通りとする。

一　高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
二　通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者、又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
三　学校教育法施行規則第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力がある

と認められる者

（入学検定料）

第 24 条　本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

２　提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。

（入学試験）

第 25 条　入学志願者には入学試験を行う。

２　入学の許可は、教授会の議を経て学長が行う。

（入学に関する手続き等）

第 26 条　本学に入学を許可された者は、指定の期間内に入学金その他の学納金及び本学の指定する書類を提出しなければならない。

２　前項の手続を怠った者には入学許可を取り消すことがある。

（保証人）

第 27 条　入学を許可された者は、保証人を定め、本学の指定する期間内に届出なければならない。

（保証人の責任）

第 28 条　保証人は学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。

（保証人の資格）

第 29 条　保証人のうち、正保証人は父母または成年の親族、副保証人は本学所在地（近県を含む）に居住する者とし、いずれも独立の生計を営む者とする。

（保証人の変更）

第 30 条　保証人を変更したとき、及び保証人が転居したときは直ちにその事由を届出なければならない。

（退学）

第 31 条　退学しようとする者は、その事由を記し、保証人と連署で学長に届け出なければならない。

２　懲戒による退学については第 55 条に定める。

（転学）

第 32 条　他の大学等への転学を希望する者は、保証人と連署で学長に願い出、その許可を得なければならない。

（休学）

第 33 条　疾病その他やむを得ない事情により 2 カ月以上修学することのできない者は、理由を明記し保証人と連署で学長に届け出て休学することができる。

２　前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

（休学の期間）

第 34 条　休学の期間はその学年末までとする。ただし事情により引き続き休学することができる。

２　休学は通算して 2 年を超えることはできない。

３　休学の期間は在学年数に通算しない。

（復学）

第 35 条　休学期間満了のときまたは休学期間であってもその事由が消滅したときは、保証人と連署で学長に願い出て、許可を得て復学することができる。

（除籍）

第 36 条　次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。
一　第 4 条に規定する在学年限を超えた者
二　第 34 条に規定する休学期間を超えた者
三　許可なしに授業料を滞納し催告してもこれに応じない者
四　死亡または行方不明の者
2　学生は除籍されることにより、本学則及びその施行のために定められた規則に基づいて有する一切の権利を失う。
（再入学）
第 37 条　第 31 条第 1 項により本学を退学した者が、退学後 4 年以内に再入学を希望するときは欠員のある場合に限り選考のうえ学長が相当年次へ入学を許可することがある。
2　この場合、再入学年度の教育課程に照らし退学前に修得した単位の全部または一部をすでに修得したものとして認めることがある。この認定は教授会の議を経て学長が行う。
3　再入学の場合の入学検定料その他必要な手続は別に定める。
4　再入学の場合の最長在学年限は、前在籍年月を含め 4 年とする。

第 7 章　授業料、入学金その他に関する事項

（授業料、入学金等）
第 38 条　入学検定料・入学金及び授業料等は、別表第二の通りとする。
2　特別の事情があるときは、学費を減免することができる。減免については別に定める。
（授業料の納入）
第 39 条　授業料は、学年を二期に分け、所定の期日までに納めなければならない。
2　前項に定める納入方法のほか、経済的事情により修学が困難である等特別の事情がある場合の納入方法については別に定める。
（休学の場合の授業料）
第 40 条　第 33 条に規定する休学期間中の学費は、半期（6 ヶ月間）あたり 12 万円とする。
（授業料等納付金の不還付）
第 41 条　既納の授業料、入学金及び入学検定料等は如何なる事情があっても還付しない。

第 8 章　教職員組織

（教職員）
第 42 条　本学に、学長、教授、准教授、専任講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。
2　本学に、学長が必要と認めた場合、副学長を置くことができる。
3　本学に短期大学部長を置き、設置する学科を統督するものとする。
（教職員の職務）
第 43 条　教職員の職務は学校教育法の定めるところによる。

第 9 章　教授会に関する事項

（教授会の構成）
第 44 条　学長が決定を行うに当たり、第 46 条第 1 項に定める事項を審議するため、教授会を置く。

2　短期大学部長は教授会の議長となる。短期大学部長に支障のある時は短期大学部長の指名する教授がこれを代行する。
3　教授会は教授、准教授、専任講師及び助教をもって組織する。
4　短期大学部長が必要と認めた場合にはその他の教職員を加えることができる。

（教授会の開催）

第 45 条　教授会は、学長もしくは議長が必要と認めた時、又は教授会構成員総数の 2 分の 1 以上の請求があった時、議長がこれを招集する。
2　教授会の開催は、教授会構成員総数の２分の１以上の出席者をもって成立するものとする。

（審議事項）

第 46 条　教授会は次の事項を審議する。
一　学則、その他重要な規則の制定、改廃に関すること
二　教育研究上の組織に関すること
三　入学試験に関すること
四　教育課程の編成、変更ならびに実施に関すること
五　授業及び試験に関すること
六　学生の入学、卒業等身分に関すること
七　学位の授与に関すること
八　教員の人事に関すること
九　学生の厚生補導及び賞罰に関すること
十　その他教育研究に関して学長が諮問する事項
2　前項のほか、教授会は教育研究に関する事項について審議し、学長に意見を述べることができる。

第 10 章　　委託生、科目等履修生、研究生及び外国人学生

（委託生）

第 47 条　公共団体その他の機関から本学の特定の授業科目につき学修を委託された者がある時は、当該科目の授業に支障がない限りにおいて選考の上委託生として入学を許可することがある。

（科目等履修生）

第 48 条　本学の授業科目中特定の科目を履修しようとする者がある時は、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考の上科目等履修生として入学を許可することがある。

（科目等履修生の入学資格）

第 49 条　科目等履修生として入学することのできる資格のあるものは次の通りとする。
一　高等学校を卒業した者
二　前号と同等以上の学力があると認められた者

（研究生）

第 50 条　本学の授業科目中特定の科目を研究しようとする者がある時は、選考の上研究生として入学を許可することがある。

（研究生の入学資格）

第 51 条　研究生として入学することのできる資格のある者は次の通りとする。
一　短期大学を卒業した者

二　前号と同等以上の学力があると認められた者

第 52 条　委託生、科目等履修生及び研究生について必要な事項は別に定める。

（外国人学生）

第 53 条　外国人で本学に入学を希望するものは選考の上入学を許可する。

２　外国人学生について必要な事項は別に定める。

第 11 章　賞　罰

（表彰）

第 54 条　学生として表彰に価する行為があった者に対しては、学長は教授会の議を経て表彰する。

（罰則）

第 55 条　本学の学則に違反し、また本学学生の本分に反する行為があった者に対しては、学長は教授会の議を経て懲戒する。

２　前項の懲戒は退学、停学及び戒告とする。

３　前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

一　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二　学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。なお、GPA が 0.75 以下の者には退学勧告を行うことができる。

三　正当の理由がなくて出席が常でない者

四　大学の秩序を乱した者

第 12 章　雑　則

（講座の開設）

第 56 条　本学は学生の教育に支障のない限り栄養知識の普及、食生活の改善の目的を以って成人教育のため公開講座・講習会等を開催することができる。

（寄宿舎及び厚生保健施設）

第 57 条　寄宿舎及び厚生保健施設等に関する規程は別に定める。

附　則

本学則は短期大学設置認可の日からこれを施行する。

この学則は昭和 28 年４月１日から施行する。

この学則は昭和 29 年４月１日から施行する。

この学則は昭和 30 年４月１日から施行する。

この学則は昭和 31 年４月１日から施行する。

この学則は昭和 35 年４月１日から施行する。

この学則は昭和 37 年４月１日から施行する。

この学則は昭和 39 年４月１日から施行する。

この学則は昭和 40 年４月１日から施行する。

この学則は昭和 46 年４月１日から施行する。

この学則は昭和 49 年４月１日から施行する。

この学則は昭和 51 年４月１日から施行する。

この学則は昭和 52 年４月１日から施行する。
この学則は昭和 53 年４月１日から施行する。
この学則は昭和 54 年４月１日から施行する。
この学則は昭和 55 年４月１日から施行する。
この学則は昭和 56 年４月１日から施行する。
この学則は昭和 57 年４月１日から施行する。
この学則は昭和 58 年４月１日から施行する。
この学則は昭和 59 年４月１日から施行する。
この学則は昭和 60 年４月１日から施行する。
この学則は昭和 61 年４月１日から施行する。
２　第２条第１項に規定する学生定員は、昭和 75 年度までの間は次の通りとする。

年度 / 学科	昭和 61 年度		昭和 62 年度～昭和 74 年度		昭和 75 年度	
	入学定員	総 定 員	入学定員	総 定 員	入学定員	総 定 員
食物栄養学科 第 一 部	200	360	200	400	160	360
食物栄養学科 第 二 部	120	240	120	240	120	240

この学則は昭和 62 年４月１日から施行する。
この学則は昭和 63 年４月１日から施行する。
２　第２条第１項に規定する学生定員は、昭和 75 年度までの間は次の通りとする。

年度 / 学科	昭和 62 年度～昭和 74 年度		昭和 75 年度	
	入学定員	総 定 員	入学定員	総 定 員
食物栄養学科 第 一 部	200	400	160	360
食物栄養学科 第 二 部	50	100	50	100

この学則は平成元年４月１日から施行する。
この学則は平成２年４月１日から施行する。
この学則は平成３年４月１日から施行する。
この学則は平成４年４月１日から施行する。
この学則は平成５年４月１日から施行する。
この学則は平成６年４月１日から施行する。
２　平成５年度以前に入学した者は、第８条にかかわらず、なお従前の例による。
３　平成５年度以前に入学した者の授業料は、第 37 条にかかわらず次の通りとする。

	食物栄養学科第一部	食物栄養学科第二部
授 業 料（年額）	859,000 円	511,000 円

この学則は平成７年４月１日から施行する。

２　平成６年度以前に入学した者は、第９条別表第一にかかわらず、なお従前の例による。

３　平成６年度以前に入学した者の授業料は、第 38 条別表第二にかかわらず、次の通りとする。

	食物栄養学科第一部	食物栄養学科第二部
授　業　料（年額）	923,000 円	549,000 円

この学則は平成８年４月１日から施行する。

２　平成７年度以前に入学した者は、第９条別表第一の２にかかわらず、なお従前の例による。

３　平成７年度以前に入学した者の授業料は、第 38 条別表第二にかかわらず、次の通りとする。

	食物栄養学科第一部	食物栄養学科第二部
授　業　料（年額）	1,006,000 円	598,000 円

この学則は平成９年４月１日から施行する。

２　平成８年度以前に入学した者は、第９条別表第一にかかわらず、なお従前の例による。

３　平成８年度以前に入学した者の授業料は、第 38 条別表第二にかかわらず、次の通りとする。

	食物栄養学科第一部	食物栄養学科第二部
授　業　料（年額）	1,046,000 円	622,000 円

この学則は平成 10 年４月１日から施行する。

２　平成９年度以前に入学した者の授業料は、第 38 条別表第二にかかわらず、次の通りとする。

	食物栄養学科第一部	食物栄養学科第二部
授　業　料（年額）	1,077,000 円	641,000 円

この学則は平成 12 年４月１日から施行する。

２　第３条第１項に規定する学生定員は、平成 13 年度までの間は次の通りとする。

年　度 / 学　科	平成 12 年度		平成 13 年度～	
	入学定員	総 定 員	入学定員	総 定 員
食物栄養学科 第　一　部	100	300	100	200
食物栄養学科 第　二　部	50	100	50	100

この学則は平成 13 年４月１日から施行する。

この学則は平成 14 年４月１日から施行する。

２　平成 13 年度以前に入学した者は、第９条別表第一にかかわらず、なお、従前の例による。

この学則は平成 16 年４月１日から施行する。

２　平成 15 年度以前に入学した者は、第９条別表第一にかかわらず、なお、従前の例による。

この学則は平成 17 年４月１日から施行する。

２　平成 16 年度以前に入学した者は、第９条別表第一にかかわらず、なお、従前の例による。

この学則は平成 18 年３月１日から施行する。

この学則は平成 19 年４月１日から施行する。

２　平成 18 年度以前に入学した者は、第９条別表第一にかかわらず、なお、従前の例による。

この学則は平成 20 年４月１日から施行する。

２　平成 19 年度以前に入学した者は、第 38 条第１項別表第二にかかわらず、なお、従前の例による。

この学則は平成 21 年４月１日から施行する。

２　平成 20 年度以前に入学した者は、第９条別表第一にかかわらず、なお、従前の例による。

３　第３条第１項に規定する学生定員は、平成 22 年度までの間は次の通りとする。

年　度 学　科	平成 21 年度		平成 22 年度～	
	入学定員	総 定 員	入学定員	総 定 員
食物栄養学科	160	260	160	320

この学則は平成 22 年４月１日から施行する。

２　平成 21 年度以前に入学した者は、第９条別表第一、第 17 条にかかわらず、なお、従前の例による。

この学則は平成 23 年４月１日から施行する。

２　平成 22 年度以前に入学した者は、第９条別表第一にかかわらず、なお、従前の例による。

この学則は平成 24 年４月１日から施行する。

この学則は平成 25 年４月１日から施行する。

２　平成 24 年度以前に入学した者は、第９条別表第一にかかわらず、なお、従前の例による。

この学則は平成 26 年４月１日から施行する。

２　平成 25 年度以前に入学した者は、第 16 条にかかわらず、なお、従前の例による。

この学則は平成 27 年４月１日から施行する。

この学則は平成 28 年４月１日から施行する。

２　平成 27 年度以前に入学した者は、第 19 条の２にかかわらず、なお、従前の例による。

この学則は平成 30 年４月１日から施行する。

２　平成 29 年度以前に入学した者は、第９条別表第一にかかわらず、なお、従前の例による。

３　第 44 条第３項にかかわらず、助教は「香川栄養学園３役選挙実施要綱」１に規定する選挙権を有しない。

この学則は平成 31 年４月１日から施行する。

２　平成 30 年度以前に入学した者は、第９条別表第一にかかわらず、なお、従前の例による。

この学則は令和２年４月１日から施行する。

２　平成 31 年度以前に入学した者は、第１条、第９条別表第一にかかわらず、なお、従前の例による。

この学則は令和３年４月１日から施行する。

２　令和２年度以前に入学した者は、第９条別表第一、第 38 条別表第二にかかわらず、なお、従前の例による。

この学則は令和４年４月１日から施行する。

２　令和３年度以前に入学した者は、第９条別表第一にかかわらず、なお、従前の例による。

この学則は令和５年４月１日から施行する。

２　令和４年度以前に入学した者は、第９条別表第一にかかわらず、なお、従前の例による。

この学則は令和６年４月１日から施行する。

２　令和５年度以前に入学した者は、第９条別表第一にかかわらず、なお、従前の例による。

３　令和４年度以前に入学した者は、第１条、第 17 条、及び第 20 条にかかわらず、なお、従前の例による。

４　第３条第１項に規定する学生定員は、令和７年度までの間は次の通りとする。

年　度 学　科	令和６年度		令和７年度～	
	入学定員	総 定 員	入学定員	総 定 員
食物栄養学科	120	280	120	240

この学則は令和７年４月１日から施行する。

２　令和６年度以前に入学した者は、第９条別表第一にかかわらず、なお、従前の例による。

この学則は令和８年４月１日から施行する。

２　この学則の施行により、本学の名称を女子栄養大学短期大学部から日本栄養大学短期大学部に改める。

３　令和７年度以前に入学した者は、第９条別表第一にかかわらず、なお、従前の例による。

別表第一　授業科目及び単位数

食物栄養学科

	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	卒業必修	選択単位中、栄養士資格取得のための必修単位	備考
栄養士必修科目	公衆衛生学		2	内2単位	2	卒業必修単位：自由選択科目以外の選択科目より44単位以上履修
	社会福祉概論		2		2	
	解剖生理学		2	※	2	
	栄養生理学（運動生理学を含む）		2	※	2	
	栄養生理学実習		1	※の内2単位	1	
	生化学		2	※	2	
	生化学実験		1		1	
	栄養生化学（遺伝子を含む）		2	※	2	
	食品学総論		2	※	2	
	食品学各論（食品加工学を含む）		2	※	2	
	食品学実験（食品加工実習を含む）		1	※の内2単位	1	
	食品衛生学		2	※	2	
	食品衛生学実験		1		1	
	栄養学総論		2	※	2	
	ライフステージ栄養学（基礎）		2	※	2	
	ライフステージ別供食実習（アレルギーを含む）		1	※の内2単位	1	
	臨床栄養学（臨床医学）		2	※	2	
	臨床栄養学（食事療法）		2	※	2	
	臨床栄養学実習		1		1	
	栄養指導論		2	※	2	
	栄養指導実習		1	※の内2単位	1	
	公衆栄養学概論		2	※	2	
	対象別栄養指導論（食事計画論を含む）		2	※	2	
	給食運営管理論		2		2	
	給食管理実習（校内）		1		1	
	給食管理実習（校外）		1		1	
	給食実務実習		1		1	
	調理学	2			2	
	基礎調理学実習	1			1	
	応用調理学実習		1		1	
	実践調理学実習		1		1	
	調理科学実験（官能評価・統計処理を含む）		1		1	

授業科目		単位数		卒業必修	選択単位中、栄養士資格取得のための必修単位	備考
		必修	選択			
専門科目	実践栄養学	2			専門科目より7単位以上（卒業必修単位：3単位を含む）	
	栄養士概論	1				
	栄養士総合演習		1			
	構造機能人体学実習		1			
	対象別栄養指導実習		1			
	ライフステージ栄養学（応用）		2			
	スポーツ栄養学		2			
	栄養士実務英語		2			
	食料経済（フードマーケティング論を含む）		2			
	食品科学（食品物性・機能論を含む）		2			
	情報処理・生物統計演習		2			
	健康づくり運動処方		1			
	健康管理スポーツ実践		1			
	食育演習（食文化論を含む）		1			
	食物栄養学演習（ゼミ）		2			
	微生物学		2			
	調理基礎技術実習		1			
	プロフェッショナルメニュー実習		1			
	フードスペシャリスト論		2			
	フードコーディネート論		2			
基礎・教養科目	総合教育プログラムⅠ（初年次教育）	1			基礎・教養科目より6単位以上（卒業必修科目2単位を含む）	
	総合教育プログラムⅡ（就業支援）	1				
	外国語コミュニケーション		2			
	生物学		2			
	化学		1			
	文学		2			
	社会学		2			
	心理学		2			
	英語		2			
	情報社会リテラシー		2			
	国語		1			
	基礎数学		1			
	自然科学特論		2			
	人文科学特論		2			
	社会科学特論		2			

授業科目		単位数		卒業必修	選択単位中、栄養士資格取得のための必修単位	備考
		必修	選択			
自由選択科目	給食臨床実習		1			
	食物栄養学特論Ⅰ		2			
	食物栄養学特論Ⅱ		2			
	食物栄養学特論Ⅲ		2			
	食物栄養学特論Ⅳ		2			
	食物栄養学特論Ⅴ		2			

別表第二　入学検定料・入学金及び授業料等

入学検定料	２５，０００円
入学金	２６０，０００円
授業料(年額)	７５４，０００円
実験実習教育研究費（年額）	２６６，０００円
施設費（年額）	３５９，０００円